

国立国会図書館から貸出しを受けた資料の複写サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里市民図書館（以下「図書館」という。）において実施する国立国会図書館から貸出しを受けた資料の複写サービス（以下「複写サービス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 複写サービスを利用することができる者は、伊万里市民図書館運営規則（平成7年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定により図書館の利用カードの交付を受けているものとする。

(利用時間)

第3条 複写サービスを利用することができる時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写)

第4条 複写サービスを希望する者（以下「複写希望者」という。）は、規則第21条の規定により、図書館資料複写申込書（以下「複写申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 複写希望者は、複写当日のみ受け付けるものとする。

3 館長は、複写申込書の提出を受けたときは、複写希望者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

4 複写サービスは、国立国会図書館が複写可能と指定した資料に限り行うことができる。

5 複写サービスにおける複写は、図書館の職員が行わなければならない。

6 図書館の職員は、複写サービスを行ったときは、国立国会図書館が指定する様式に複写記録を作成し、提出するものとする。

(管理)

第5条 館長は、国立国会図書館から貸出しを受けた資料を適正に管理し、複写サービスによる資料の亡失又は損傷をしないように努めなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、複写サービスについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。